

1月31日、厚生労働省に、「食品添加物リボフラビンの使用基準があるかどうか」を質問しました

2月3日、厚生労働省から受領しましたメールは、次の通りです。

.....

中村幹雄 様

こちらは厚生労働省食品安全部基準審査課添加物係です。

ご質問について、以下のとおり回答いたします。

食品添加物の使用基準については、「食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生労働省告示370号）」で規定されており、リボフラビンについては、特に使用基準は定められておりません。しかしながら、同基準においては、「着色料（化学合成品を除く。）」という項目が別途あり、その中で、「こんぶ類、食肉、鮮魚介類（鯨肉を含む。）、茶、のり類、豆類、野菜及びわかめ類に使用してはならない。ただし、のり類に金を使用する場合は、この限りでない。」という規定が設けられています。

このため、化学合成品でないリボフラビンを着色料として用いる場合は、「着色料（化学合成品を除く。）」の項に規定される「こんぶ類・・・」の使用基準が適用されることとなります。

【参考】

使用基準リスト

<http://www.ffcr.or.jp/zaidan/MHWinfo.nsf/a11c0985ea3cb14b492567ec002041df/980837ba5d9b0d28492575d6000785e6?OpenDocument>

.....